

令和7年11月通常会議 施設常任委員会

議案第175号

大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について



大津市公営企業管理者の期末手当の改定

1 【改正理由】

令和7年度の人事院勧告に準拠し、大津市公営企業管理者の期末手当の改定を実施する。

2 【改正内容】

(1) 期末手当の改定

- ①令和7年12月賞与の期末手当について、支給月数を引き上げる。

区分	現行	改定後	増減
期末手当（12月）	1. 725	1. 775	0. 05

- ②令和8年度の期末手当について、支給月数を引き上げる。

区分	現行	改定後	増減
期末手当（6月）	1. 725	1. 75	0. 025
期末手当（12月）	1. 725	1. 75	0. 025

3 【影響額】

(円)

	12月期末（現行）	12月期末（人勧反映）	影響額
公営企業管理者	1, 643, 580	1, 691, 220	47, 640

【参考】条例 新旧対照表（抜粋）

R7. 12. 1適用

改正前	改正後	備考
<p>(給与の額)</p> <p>第3条 公営企業管理者の給料の額は、月額794,000円とする。</p> <p>2 公営企業管理者の期末手当の額については、大津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第21号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例によるものとする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、同条例第20条第2項中「100分の<u>125</u>」とあるのは、「100分の<u>177.5</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>3 公営企業管理者の通勤手当の額については、一般職の職員の例によるものとする。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>(給与の額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 公営企業管理者の期末手当の額については、大津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第21号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例によるものとする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、同条例第20条第2項中「100分の<u>127.5</u>」とあるのは、「100分の<u>177.5</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	改正

R8. 4. 1施行

改正前	改正後	備考
<p>(給与の額)</p> <p>第3条 公営企業管理者の給料の額は、月額794,000円とする。</p> <p>2 公営企業管理者の期末手当の額については、大津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第21号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例によるものとする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、同条例第20条第2項中「100分の<u>127.5</u>」とあるのは、「100分の<u>177.5</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>3 公営企業管理者の通勤手当の額については、一般職の職員の例によるものとする。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>(給与の額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 公営企業管理者の期末手当の額については、大津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第21号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例によるものとする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、同条例第20条第2項中「100分の<u>126.25</u>」とあるのは、「100分の<u>175</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	改正